

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度月形町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 8 号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 9 号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 0 号 月形町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 1 号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 2 号 月形町営住宅特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 3 号 月形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 4 号 月形町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 5 号 財産の取得について
- 議案第 5 6 号 石狩川流域下水道組合への加入について
- 報告第 4 号 平成 2 3 年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について
- 報告第 5 号 平成 2 3 年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告について
- 認定第 1 号 平成 2 3 年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 3 年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 3 年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 3 年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 2 3 年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 3 年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

○ 議長 笹木 英二 ただ今の出席議員は 1 0 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これにより本日をもって召集されました平成24年第3回月形町議会定例会を開会いたします。(午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。(午前10時00分開議)

議事日程第1号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 笹木 英二 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長において

鳥 潟 真 二 君

宮 下 裕美子 君

の両君を指名いたします。

◎ 日程2番 会期の決定

- 議長 笹木 英二 日程2番 会期の決定を議題といたします。

先に議会運営委員会委員長から8月31日開催の議会運営委員会での本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。

- 議長 笹木 英二 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫君、報告願います。

- 議会運営委員会委員長 宮元 哲夫 議長の許可をいただきましたので、第3回定例会の運営について、去る8月31日に開催致しました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

本定例会に付議されている議案は、町長の提案にかかるものとして、平成24年度各会計補正予算3件、条例制定7件、報告2件、その他2件が提案されております。また、議会から意見案1件及び会議案1件が予定されております。

なお、一般質問についてであります。通告期限までに5名の議員から通告があり、通告順に発言を願うことといたしました。

また、付議された案件中、平成23年度各会計決算認定6件は一括提案とし、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、これに付託し、休会中の審査とする予定にいたしました。

以上のことから、本定例会の会期については、決算特別委員会の審査期間を考慮して、本日7日から9月14日までの8日間としたところであります。

最後に、定例会ごとをお願いしておりますが、効率的な議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長 笹木 英二 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、ただ今議会運営委員会委員長から報告

の通り、本日7日から14日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって会期については、本日から14日までの8日間とすることに決定いたしました。

◎ 日程3番 諸般の報告

- 議長 笹木 英二 日程3番 諸般の報告を行います。議長会務報告・例月出納検査結果報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 笹木 英二 以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

◎ 日程4番 行政報告

- 議長 笹木 英二 日程4番 行政報告を行います。行政報告はお手元に配布のとおりでありますのでご覧願います。
- 議長 笹木 英二 以上で行政報告を終わらせていただきます。

◎ 日程5番 議案第48号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第45号 平成24年度月形町一般会計補正予算（第2号）

- 議長 笹木 英二 日程5番 議案第48号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程6番 議案第45号 平成24年度月形町一般会計補正予算（第2号）は関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

議案第48号 非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、今回の改正の主旨を申し上げますと、国の鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に規定する鳥獣被害対策実施隊を本町に設置するに当たり、別表第1の非常勤特別職職員に鳥獣被害対策実施隊員の追加をお願いするものでございます。鳥獣被害対策実施隊は月形町鳥獣被害防止計画に掲げる対象鳥獣であるアライグマ・キツネ・タヌキ・エゾシカ・ヒグマ・カラス等鳥類の捕獲及び情報収集を行い、被害防止を適切に行うことを役割として実施については9月をメドとしているところです。実施隊員は町職員のうち鳥獣被害防止対策業務を担当する者及び銃猟等の免許を取得している者で、町長が指名する者、これ以外に鳥獣

被害対策に積極的な取り組みが見込まれ町長が任命する者としております。実施隊員の任期は1年とし実施隊長は産業課長が当たることとなっております。

議案第45号 平成24年度月形町一般会計補正予算（第2号）

議案書12ページ、2 歳入です。10款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税354万4,000円の補正増について、1節の内容の通りです。普通交付税を今回の補正により18億1,354万4,000円を計上させていただいているところでございます。国からは現在18億9,258万8,000円が決定している中で予算留保として7,904万4,000円となっているところでございます。19款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金4,810万7,000円の補正増について、1節の内容の通りです。今回の補正により総額6,488万7,000円になるところです。これで平成23年度からの繰越金については全額計上させていただいたことになっております。

3 歳出です。6款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業振興費 5,051万2,000円の補正増について、1節から19節の内容の通りです。説明欄の戸別所得補償経営安定推進事業並びに新規就農総合支援事業につきましては、歳入で説明の通りです。鳥獣被害対策事業については、先ほど条例改正案で申し上げた通り実施隊員の報酬及び費用弁償の補正増とさせていただいております。農業振興事業については、平成23年11月から平成24年3月までの大雪で被災した農業用ハウスの再建を支援するための経費を増額補正させていただくもので、対象者107戸、ハウス926棟となっております。全体金額1億2,965万8,000円これの2分の1を支援するというので、6,482万9,000円となりますが1,500万円を計上させていただいている関係で、今回、不足分の4,982万9,000円を補正増とさせていただくものでございます。8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路新設改良費68万3,000円の補正増について、15節の内容の通りです。石狩月形駅裏にある町道30メートル分の改良工事に係る経費を計上させていただきました。4項 住宅費 1目 住宅管理費120万円の補正増について、19節の内容の通りです。ただ今、北農場に建設中の民間賃貸住宅、木造2階建て、1棟6戸に対する補助金を補正増とするものでございます。13款 諸支出金 1項 諸費 3目 過年度返納金86万3,000円の補正増について、23節の内容の通りです。平成23年度分の精算に伴う障害者医療費等の国及び道への返納金を補正増とするものでございます。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 大釜 登君

- 議員 大釜 登 今の説明の中で、農業ハウスの復旧ということで補正が上がっています。2月に入り協議会で町長から補助対象について説明があり、3月定例会でも補助額について説明いただきました。6月定例会でお聞きしたとき6月には間に合わないが6月末には統計が出来上がって補助対象に進むということだったのですが、それから約3ヶ月経って今回の補正に上がっているのですが、臨時会などを開いてももう少し早い時期に決まっていたら農業者にはいいことではないかと思ったのですが、出だしが早かった割に行動が遅いような気がしたのですが、これについてお聞きいたします。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 6月補正では間に合わないので、9月ということはお示した通りでございます。6月以前に国の支援制度に乗るための調査業務等があり3回ほどの面談で調査しており、調査を含めて町の補助を受ける農業者をラップするのですが、正確な数字が必要なので最終的にはビニールハウス災害復旧再確認ということで7月31日から8月7日まで日数を要しており、今回9月7日に上程するのですが、国には8月上旬に申請し、その後に配分決定をいただいております。そのようなことから7月、8月時点で議会に報告しなかったということで、ご理解願いたいと思います。
- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 大釜 登 今の説明を聞くと国の補助が早くなるのですか。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 国の補助より町の補助の数字的なものは押さえていましたので、ご指摘の通り数字的な段階ということになると7月末ということでございます。
- 議長 笹木 英二 大釜 登君
- 議員 金子 廣司 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 ハウス補助について、いくつかお伺いしたいと思います。今回、国の補助を同じ基準で月形町の補助も受けるのですが、先ほど大釜議員が言われたように議会に対して昨年度から説明がありましたが、最終的に5月31日の全員協議会で今回のハウス補助の骨子が示され、そのとき町長が今年度復旧できないものは今年度資材を購入し、来年度設置すれば良いと発言され、同時日に国の補助説明もされました。一般的に国の補助を受けるには当該年度の最終日までに完成を証明しなければならないと認識していますが、同じ枠組みの中の補助を受ける場合に国の補助を受けるのは完了して町の補助は今年度購入して来年度建てても良いとなった場合、実際に現場としてどのよ

うに対応するようになっていっているのでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 久慈 富貴 当初、町の補助事業では年度内に間に合わなければ購入を済まして、4月以降に立てるのは構わない弾力的な対応を進める方向でございます。その後、国の補助の要件では3月31日までに立てなさいということで道とかなり要望を行ったのですが、最終的にこの事業は3月31日までに立てなさいという状況ですので、今回107件の補助申請対象者のうち104件が国の補助に乗るということでございますので5月以降の面談調査では、各農業者に対して国の助成を受けるなら3月31日までに済まさない限りませんということは、その都度、お伝えしているところでございます。それが2回、3回と調査するたびにお願い申し上げているところでございます。しかし国の補助を受けない方につきましては、町で弾力的にということとは可能であると申し伝えておりますが、規模的なこともあります、大方は年度内に立てていただけると聞いている状況でございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今の説明で、5月の国の補助が出た以降、農業者には今年度中に立てるように説明されているということですが、5月31日町議会に説明があったときには、国の補助にも乗る説明をしながら本年度資材購入して来年度設置すれば良いということだけが私たちに伝わっており、その後、国の補助に乗る場合は必ず今年度でなければならぬという説明はなく、特に私などはあやふやの状態でここまで来ている認識でいるのですが、きちんとした説明は議会を含めて一応この事業については昨年度から何度も町議会と話し合いを重ねている中で、細かな説明としてもう少しきちんとすべきではなかったのかと考えますが、いかがでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 久慈 富貴 5月の議員協議会の中で町長の発言が国のハウス補助も3月以降でも良いということを行ったかもしれません。若干、あれと思った時期もありました。それにつきましては町長の勘違いがあったかもしれませんし、私どもが説明不足だったかもしれませんので、反省申し上げます。その後、先ほど申し上げた通り対象者には全て事情を説明申し上げます。議会に対してそれを申し上げていないのは事実でございます。それが不手際ということであればお詫び申し上げます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 どこまできちんと説明することが必要なのかは、勿論、意見の分かれるところですが、少なくとも議会に対して議員協議会を開いて説明している以上、認識の違いがあるのは私たちも行政に係わる一部として町民

の皆さんに質問された場合はお答えしている立場ですので、今後はきちんと説明していただきたいと考えます。今回の補助申請に関して支出するための交付要綱がありますが、これを事務局を通して提出していただいています。その際、ここに最終的な施行期日が4月1日から適用するとなっておりますが、先ほど大釜議員が言っていたように途中経過は色々ありましたが、4月1日が施行日ならもう少し早い時期にこの内容も含めて十分に私たちにも示していただきながら、あるいは町民にも十分に周知して、内容をもっと広く周知する必要があるのではないかと考えます。特に補助対象者ですが、第3条には補助金の交付を受けることができる者は、月形町で農業を営む農業者及び農業者で組織する団体と書かれていますが、この方たちに対して全て漏れなく十分な告知が出来ているのか。あるいは対象者については、月形町で農業を営む農業者には農業生産法人を営む組織を含むとあります。農業者で組織する団体においてどのあたりまで指すのか、説明をお願いします。

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 これは議案第49号の案件であると思うのですが、答えてよろしいですか。
- 議長 笹木 英二 はい。産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 皆様のお手元には要綱が配られていませんので、詳細は分からないと思います。議案第49号で関連して出てくるのですが、月形町農業用施設復旧支援事業補助金交付要綱（平成24年月形町告示第 号）これは番号が入っておりませんが、条例改正と同日公布日ということをお願いしているものでございます。このように空欄になった議案の提出は法的に問題がないことを確認しております。対象者については、月形町で農業を営む農業者これは農業法人、生産法人を含むということでございます。及び農業者で組織する団体ということで、基本的には現在、農業委員会で認める選挙人名簿に載っている農業者ということでございます。今回プラス非農業者ですがトマトジュースの原料を多く出荷している方、地産地消で野菜を直販で売るための栽培をしている方これら4戸ほどございますが、これらを対象としているところでございます。非農業者については選挙人名簿にはございませんが、町の農業生産に対して尽力していただけるということもあり、この方たちも元は現役農業者であったということで、これは事務方の範囲で認めているということでございます。法人格の農業者で組織する団体については、申請団体がございません。生産法人的団体は例えば農業生産として法人格を持った農業団体、農業を主としない方もいますので、町内の方には造園業等を営む方も若干トマト等の生産をしている方もいますので、この方は定款上も小売業、造園業ということで、そのような方につきましては、今回は対象としていない状況でございます。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今の説明の対象者の範囲についてですが、最初に私たちが聞いているのは農業者ということで、生産組合などに参加している人と聞いていたので、少し範囲が広がっていると考えます。一番の問題はきちんと情報がいったうで本人が判断して申請をしなかったのならいいのですが、この補助金がこのような対象者に向けて補助をやりますという周知がきちんとされているのか。今までこの補助に関して言うと農協のFAXを投じて各農家に補助申請の説明等はしていましたが、一般的に広報の一部に対象者の範囲と補助について載せて、一般に広めるような情報提供はなかったと考えます。そんなことから現段階で漏れはないと思いますが、周知の仕方についてはいかが考えますか。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 このような事業のたび周知方法をご指摘されている状況でございます。そんな状況で最大限、農協のFAXを利用されているのも事実でございます。その他IPでも一度流した経過があると思いますが、その経過で直接、分からないからという問い合わせは早い時期にごく僅かございました。その段階では説明して理解してもらい、それ以降、取りまとめ中に混乱や情報が届いていないということはないと認識していますので、概ね周知は適切に行われていると思いますが、このご指摘を更に参考にして今後このようなご意見が出ないように務めて参りたいと思いますので、宜しく願いいたします。
- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時30分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時49分再開)
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 議案書21ページ、総務費、旧昭栄小学校・中和小学校管理経費修繕料とありますが、内容についてお伺いいたします。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 庄子 秀夫 旧昭栄小学校・中和小学校の管理経費修繕料の内容ですが、旧中和小学校については、広範囲に渡っていますが、外壁の一部破損、屋根に上るためのはしご、敷地内車庫の営繕、駐輪場の修理、遊具の撤去ということです。それから住宅についても旧中和小学校の住宅の屋根の一部破損修理、換気口、旧昭栄小学校の元校長住宅の屋根の一部破損修理ということで、総計62万4,000円計上させていただきます。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今の説明で内容は分かったのですが、ほとんど今冬の雪害であるという認識でよろしいですか。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 庄子 秀夫 その通りでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今、どちらも貸し付けの中でやっているということで、確認ですが十分な雪の管理の中でも大きな雪害だったので致し方ない現状での回復という認識でよろしいですか。
- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 庄子 秀夫 大きな建物と言っては変ですが、中和小学校の外壁は高さもあるし大きな部分で破損していることが多いこと、他施設も管理しなければならないこともあり、校舎については町で全面修繕して、旧中和小学校住宅と旧昭栄小学校元校長住宅につきましては、ある程度そこを利用している法人の管理責任ということもあり、一部、負担していただくという考えでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 雪害については、他の雪害補助で自己責任ということも出ていましたので、それを十分に認識して予算計上していると思いますが、管理も含めて町の持ち物ですので、今後共、管理を宜しくお願いしたいと思います。
- もう1点、議案書25ページ、新規就農総合支援事業ですが、先ほど歳入で説明されたと聞いたのですが、ちょっと聞き漏らしたので、支援事業の内容についてもう一度、説明をお願いします。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 新規就農総合支援事業につきまして、概略を説明申し上げます。これは本年度からの事業で使途農地プラン中心の担い手原則45歳未満で就農する独立自営就農者について、年間150万円を最長5年間支給する制度が始まりました。当初この予算に5名が該当するというので750万円を予算組みしております。今回、国の予算状況から見て4名しか採択を受けられなかったということで、5名のうち漏れた1名については町の判断で落とさなさいという意向でございました。但し、今回、5名のうち1名を落とすことは、同じような立場や状況の中では非常に難しいということで、今後、個人は150万円支給ですが、夫婦共同経営という仕組みもあって、それには225万円支給される仕組みになっております。町でその1名を選ぶのは苦難の技で不可能であるということから道とかなり協議して、これは5年間ですの

で初年度半年遅れで申請して、期間的には5年間確保されるということで、とりあえず皆さんにこの予算で交付金申請を行っていただくことができるようになっております。そうすると150万円から225万円ということで、3世帯750万円ということで、青年就農交付金1件150万円ということで、青年就農から家族型に変えたということで、825万円の予算を持ちますが、半額が今年度から支払われ、本来なら1年間で150万円ですが、半年遅れで始まるので75万円ということで、足りない75万円は最終年の75万円になり、トータルではあくまでも5年間ということでご理解願いたいと思います。年度は6年間になりますが、半年遅れで始まりますので6年目の前半で終わることになります。そんなことから実際にはこの予算内で補助事業に乗れるようなことで進めております。その経過で今回の新規就農総合支援事業75万円補正させていただいている状況でございます。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 そうすると当初、国から説明があったときには5名が該当すると思われていたけれど、実際に申請したら4名分しか採択されなかったということで、4名分しか交付されないということで、その時に1年間分を申請するのではなく、年度途中から始めると半年となるので、4名分は国から補助が出るけれど足りない1名分は町が負担して、年度を始めるといいますか。それで来年度以降も結局は4名分しか採択されていないということですか。それとも来年度以降は基準が検討されて5名になるということですか。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 来年度分は該当者が1名減っていく、1年間しか受けられない新規就農者もおられますので、数字的に減っていくということもでございます。来年は満度に1年間確保、交付される予定ですが、但し、これは国の予算に非常に影響されるもので、今回もこの事業を募集したときに大幅に増えたことから1名分が採択されないという不公平的なものが出ましたが、これが今後、補正で対応されるかどうか、今のところ分かりません。はっきり言えるのは国の予算に影響されるということで、情報では我々も明確なことは言えない状況でございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 このような補助事業は新規就農に限らず色々な補助があって、当初の説明から実際に補助が決定したときに、対象から漏れることはよくありますので、それは仕方ないということにはならないのですか。5名がどのような立場で対象になるか、ならないかは、中身が分からないので難しいと思いますが、少なくとも来年1名が対象から外れるという人であるなら、5名の中に対象レベルとして色々な順位が付いていて、その案件で結局、対象者

から外れたと思うのです。新規就農者の新しくできた補助金は、色々な所で問題にされているように、かなり優遇され過ぎているのではないか。返さなくてもいい補助金でとにかく就農すると言えばそれだけでもらえる。ただもらって終わりという問題ある支援制度ではないかと言われているものです。勿論、新規就農者には有り難いことですが、全体に予算がなくて対象者にならないということであるなら、それは十分説明して理解してもらえないのか。そこを補正する必要のあるものでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 久慈 富貴 国の意向として人選については町で判断しなさいということで、経営発展性の高い方、自ら生計を確保する必要があり、生活確保が必須の方、高齢者化が進展し新規就農の必要性が高い地域に就農する方を勘案して優先順位を付けてやりましょうということですが、対象者がこれに当てはまらない、同じようなレベルの方ということで、我々は選び出せないということで、仮に1名採択されない分を例えば町単費で支援していく方法もありますが、今、宮下議員が言っていた通りこれらの制度については国で新規就農者ということもあります、今までもかなり優遇制度で新規就農者を要請していただいているということで、新たにその分を町単費ということはいかかなものかということもございました。それで道と協議して半年ずらすことによって最大支給年の5年間は確保されること、家族共同型に切り替えることにより225万円ですが、それは5年間受けられる方法に切り替えたということもございます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 そうすると75万円は歳入にあったということで、議案書15ページ、15款 道支出金 2項 道補助金 5目 農林水産業費道補助金の新規就農総合支援事業補助金42万3,000円とありますが、これはどのような割合で町と案分してあるのですか。

○ 議長 笹木 英二 産業課長

○ 産業課長 久慈 富貴 これは新規就農事業の予算の中で需用費が32万8,500円、負担金及び交付金が782万8,000円の当初予算でございます。その中身について需用費は当初必要と思われていたものが不要ということで落とさせていただきました。青年就農金は当初見込んでいた5名分の750万円を1名にして夫婦共同経営にして225万円という新たな3世帯で交付額を算定したところ675万円、600万円減額して675万円を増額、それから消耗品32万8,000円を差し引いて42万3,000円補正をお願いしているところでございます。

○ 議長 笹木 英二 これについては、終了いたします。

- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 関連で聞きたいのですが、5名申し込みがあつて1名外れて4名になった理由は何か。所得があつて外れたのか。他の理由か。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 採択人数が4名となり、1名が外れた理由については国から一切ありません。月形は5名申請したけれど4名分、外れた1名分は町の判断で落として下さいということで、先ほど申し上げた優先順位を付けなさいということで、その判断を町村独自で考えて採択されない方へ通知してくださいということですが、対象者が全く同じ条件の場合は順位を付けられないので方法として家族給付型に切り替えて半年遅らせて5年間、それぞれ対象者に渡してあげましょうということで、国の方針もあり非常に苦慮しているところもございますが、何とか事業に乗せていただき、農家の方にごんばっていただきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思ひます。
- 議員 金子 廣司 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よつて以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。(「討論なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よつて以上で討論を終結します。お諮りします。議案第48号及び議案第45号は、原案のとおり可決することにしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よつて本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程7番 議案第46号 平成24年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議長 笹木 英二 日程7番 議案第46号 平成24年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりまりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(「質疑なし」の声あり)
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よつて以上で質疑を終結します。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りします。議案第46号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第47号 平成24年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長 笹木 英二 日程8番 議案第47号 平成24年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 保健福祉課長
- 保健福祉課長 庄子 秀夫 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

これは一般会計の補正でも申し上げていますが、平成23年度介護保険事業会計の精算ということで、ご理解いただきたいと思っております。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程9番 議案第49号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程9番 議案第49号 月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

先ほど少し説明申し上げましたが、交付要綱の告示につきましては、この

条例改正と共に番号を入れるということで、現段階は番号が決まっていませんので、空欄になっているものでございます。この改正につきましては、新規就農者が平成23年11月から平成24年4月までの大雪によるハウス被害を受けており、国及び町の補助を受けて復旧するハウスに対して補助しない規定を追加するというところでございます。このままだと重複補助となり購入金額が補助金額を超えてしまうということで、それを避けるための条例改正ということでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程10番 議案第50号 月形町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程10番 議案第50号 月形町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明
この改正につきましては、親条例でもございます公営住宅法の改正ということで、それに伴い町営住宅条例を改正するのですが、公営住宅法施行令に定められた入居資格の文言の改正が、収入基準額を今まで文言で表していたものを21万4,000円、15万8,000円と数字で条例で定めなさいということで、今回、改正いただいたということでございます。入居基準等の改正につきましては、前回、3月で改正していますが、その中の町の条例改正につきましても、そのような改正を今回行うということで、ご理解願いたいと思っております。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程11番 議案第51号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程11番 議案第51号 月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

月形町営住宅高齢者等向け住宅条例の親条例と言うか、月形町営住宅条例の「第5条第4号」が、「第5条第3号」と改正されていることに伴い、高齢者等向け住宅条例の一部を、文言の整理ということで、改正させていただきました。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今の説明で月形町営住宅条例の「第5条第4号」が、「第5条第3号」と改正に伴うことという説明がありましたが、金額20万円が15万8,000円になるということで、金額が下がることによる不都合などはないのでしょうか。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 15万8,000円は入居金額で、入居する際、月額所得が月額15万8,000円以上あると入居できないという要綱でございます。今まで20万円でしたが、それが15万円に下がっていることから、この条例も改正させていただくのですが、過去からこの金額によって影響を受けた事例はごくわずかで、影響はないと思っております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 了解しました。
- 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。

次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程12番 議案第52号 月形町営住宅特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程12番 議案第52号 月形町営住宅特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 産業課長
- 産業課長 久慈 富貴 議案に基づき逐条的に説明する。
補足説明

この条例においても月形町営住宅条例に準じている部分もございます。これは入居条件の部分で、町条例では「第5条第4号」でしたが「第5条第3号」に改正となっておりますので、この条例も同じく改正させていただくものでございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第53号 月形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程13番 議案第53号 月形町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

今回の改正の主旨を申し上げますと、国の災害対策基本法の改正に伴い防災会議の書証事務内容を改正させていただくもので、この防災会議の書証事務を規程している本条第2条の改正でございます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。
お諮りします。議案第53号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり
可決することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 （午前11時26分休憩）
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
（午後 1時28分再開）

◎ 日程14番 議案第54号 月形町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 笹木 英二 日程14番 議案第54号 月形町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

国の災害対策基本法の改正に伴い根拠となる運用条項を改正させていただくものです。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。
お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第55号 財産の取得について

- 議長 笹木 英二 日程15番 議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 病院事務長
○ 病院事務長 対馬 照巳 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

この器機については、札幌医科大学から検査医師を出張いただき、担当医師のアドバイス等により器機購入に関してアドバイスを受けております。本件につきましては、胃カメラ・大腸等の検査ということで、平成23年度の件数は126件あり、この器機更新により更に検査の充実を図って参りたいと思いますので、宜しく願いいたします。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
○ 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
○ 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。
お諮りします。議案第55号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
○ 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり
可決することに決定いたしました。

◎ 日程16番 議案第56号 石狩川流域下水道組合への加入について

- 議長 笹木 英二 日程16番 議案第56号 石狩川流域下水道組合への加入についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 住民課長
○ 住民課長 古谷 秀樹 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

組合加入につきましては、平成22年12月の全員協議会において、し尿等の共同処理計画について説明しているところでございます。更に平成23年4月の全員協議会においても具体的な加入までのスケジュール等について説明し、ご理解いただいていると判断するところでございます。今回、本町と雨竜町の2町が組合加入手続きの中で、法律に基づいて議会の議決を求めるもの

でございます。なお、今回、2町が加入することにより、組合規約の改正が必要となり、既に参加している6市4町につきましては、規約の改正を今般、第3回議会定例会に提案されているところで、新たに加入する本町と雨竜町につきましては、別紙改正後の規約をもって提案するところでございます。

加えて説明申し上げますと、この間説明を受けている中では現時点で本町のし尿量の割合は、構成市町全体の1.98%で、これに10%の均等割を加えると2.61%となり、その数値を基本に今後、負担していく建設費・維持管理費・更新事業負担金が試算されているところですが、本町の単年度単純平均は267万9,000円と試算されてございます。22年度の決算値のし尿処理費が593万6,000円に対して330万円程度の節減になるものと思われまます。なお、この数値は25年、26年度につきましては、市町単費の建設費負担金が発生するため、これに若干の上積みがございますが、27年度の供用開始以降は先ほど申し上げました数値で推移するということですので、参考まで申し上げます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 討論なしと認めます。よって以上で討論を終結します。お諮りします。議案第56号は、原案のとおり可決することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（異議なしの声あり）
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程17番 報告第4号 平成23年度月形町の財政健全化判断比率等の報告について

- 議長 笹木 英二 日程17番 報告第4号 平成23年度月形町の財政健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 三浦 淳 議案に基づき逐条的に説明する。
- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。
- 議長 笹木 英二 以上で報告第4号は、報告済みといたします。

◎ 日程18番 報告第5号 平成23年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告について

- 議長 笹木 英二 日程18番 報告第5号 平成23年度月形町教育行政事務の管理及び執行状況点検及び評価に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 教育長
○ 教育長 松山 徹 議案に基づき逐条的に説明する。

補足説明

Ⅱ 平成23年度主な取組、点検及び評価 (1) 学校教育の推進ですが、これは10年に一度のスパンで改定される学習指導要領の全面実施の時期に当たり、指導事項の漏れがないようにすることが大切で、23年度各学校の指導活動は適切に実施されております。(2) 学力の向上については、例年実施している全国学習状況調査につきましては、毎年4月第3週に実施することになっていますが、平成23年度は東日本大震災があり遅れて9月第27日に実施しております。伴い震災の影響により各都道府県の体制が整わなかったことから、正直なところ東北地方ではやっていない県がたくさんあって、国では全国平均を出しておりません。北海道では平均を出しており北海道と月形の比較をいたしますと、町内の小学校は国語、算数とも全道平均を上回っており、中学校では国語の基礎・基本は全道平均を上回っていますが、国語の応用力、数学の基礎・基本や応用力は全道平均とほぼ同等の結果となっております。このテストは毎年小学6年生と中学3年生が受けることになっており、対象学年は毎年同じですが、受ける子どもたちが違うので年度により差が出てくることは当たり前であるということですが、現在、北海道の数値は平均より下に位置していることから、一番下に書かれているように北海道教育委員会としては、平成26年度まで「全国平均以上」にすることを目標にしております。月形町独自の学力向上対策として北海道教育委員会の出先機関である空知教育局から月形町の学力向上対策が評価されており、他市町村へのサンプルとして紹介されております。(4) 特別支援教育についてですが、平成19年4月から学校教育法に位置付けられた特別支援教育につきましては、全教職員の理解を深めることが極めて重要で、特別支援学校や道教育センターと連携を図ることが必要であります。(7) 月形高校の存続についてですが、ご承知の通り年々子どもたちの数が減少して地元の中学校卒業生数も30名から20名台に入ってきました。近隣市町村やJR学園都市線を利用した通学生徒をいかに確保することが大きな課題となっており、今後とも町理事者、町議会、町教育委員会及び月形高校との連携を深めて、町全体としての取り組みを充実させることが大

切であると思っております。2 社会教育の推進についてですが、(1) 青少年教育については、餅つき・陶芸・かるた・英語・工作教室等がありますが、それぞれ押し並べて親子で参加、普段経験できない活動ということで、貴重な場であると思っております。10ページ下段にリーダー育成の経験を生かすということで「子ども会初級リーダー研修会」について記載してありますが、この行事には中学生がサブリーダー、高校生がリーダーとしてボランティアで参加しており、これらリーダーの子どもたちの中には初級リーダー研修会に参加した者が多く、学校生活や地域においても協調性や社会性を発揮して、この事業の成果として且つ月形の子どもの長所や特徴であると思っております。(2) 成人教育についてですが、成人式については、対象となる地元在住の新成人は少なくなってきましたが、教育委員会としては実行委員会組織を新成人で運営するようにしたいということで、数年来続けております。成人式当日は町外に出ている者が故郷に帰って来て、9割の新成人が集まり昔を懐かしみながらコミュニケーションを深めておりました。「生涯学習講座」についてですが、町民が参加し易いように曜日や時間帯など複数のパターンを用意するとともに、道新文化センターの出張講座を利用する工夫をしております。規模的には大人数を対象にした講座ではないですが、参加者のアンケートを見ると概ね充実した内容であったと捉えております。(3) 体育活動についてですが、総じて少子高齢化の影響を受け参加者が増加することは難しいですが、地域に根付いている種目もありますので、継続開催しております。(4) 文化・図書活動についてですが、前段は記載の通りですが、後段、読書活動に替わり古本市や移動図書について書いております。時代や社会情勢もあり、今後とも町民や子どもたちの読書機会の充実に務めて参ります。(5) 学校支援地域本部事業についてですが、部活動支援、防犯活動、小学校へのペットボトル水田の寄贈、出前の読み聞かせ、更に陶芸体験授業を支援していますが、これは学校でも教育の効果が期待できるということで、学校の応援団となっております。(6) 施設の活用については、議会のご理解をいただき図書館をリニューアルすることができました。閲覧スペースを拡大し刷新を加えた図書館となり、利用者から明るくなった、読書する雰囲気が高まったなどの声が聞かれております。改めてお礼申し上げます。その他記載の通りであります。

○ 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 何点か質問させていただきます。9ページ、学校教育(3)心の教育については説明がなかったので、下段に「今後とも、学校・家庭・地域が一層連携を深め、子どもたちの豊かな人間性の育成に努めることが

大切である。」と書かれています。(5)信頼される学校づくりについてと関連するのですが、学校・家庭・地域との連携が、私が見ている範囲内では以前より薄くなっていると感じているのですが、実際に関係している教育委員会はどのように判断されているのでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 これについては、年々薄れている、深まっているということは数値としてデータを取る、アンケートをおこなっていないので数値的には分かりませんが、学校とPTAのつながり、学校と地域の関係団体、学校が地域に出向き、友朋祭や雪の聖母園祭などで交流を行っており、そこで聞こえる声または学校評議員の声もあり、それらの声を全体として捉えると良好であり、年々薄くなっているということはなく安定してきていると捉えております。特にデータとしては持ち合わせておりません。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 データがないといっても、校外の人と行う行事などで、昔は雪まつりのように冬に中学生が行事を起こして地域の人たちが参加する、朝の交通安全指導など日数が昔と比べると少なくなっている、入学式等の案内がこれは23年度ですが、整理されて議会でも議長や委員長ぐらいで、年々、地域の方が学校に出向く機会が減っているように感じます。つい最近行われた中学校の学校祭でも、以前は地域の来賓の方がたくさん見えていたのですが、学校内の行事としてこぢんまりとやるようになってきているという印象を受けますので、評議委員の方々は安定しているというお話もされていましたが、先ほど言われた友朋祭や雪の聖母園祭などは以前から続いている行事で、深まったというより安定していて常に継続している段階で、今度、一般質問しますが心の教育や信頼のおける学校がクローズアップされている時代に、取り組みについてこの部分ではあまり重みを置いているというより、少なくなっている印象を受けていたのですが、それについてはいかがですか。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 心の教育についてということで、限定してよろしいですか。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 心の教育でなくてもいいです。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 心の教育と言われるとスクールカウンセラーなど色々なことが出てきますので、充実しているかと思えます。全体的なことと言うと難しいところがあり、10年に一度、学習指導要領が改定されるということで、国の中央教育審議会が決められているというシステム上のことがあります。

以前は炊事遠足やスキー大会など色々な行事がありましたが、平成7年9月第2週から学校5日制が導入され、最初の1年は各週でやったと思いますが、学校5日制が始まったということ、10年に一度の学習指導要領の改定という流れがあって、今回は少し学力を重視しようということで学習指導要領が動いてきましたが、その前の10年間は以前の反省に比べて学力返上だという言い方をしていたので、ゆとりの中で生きる力というフレーズで子どもたちに生きる力を身に付けようという流れがあって、総合的な学習の時間を増やし教科の時間が減ってきた経過があります。マスコミは国や文部科学省が言った言葉ではないですが、ゆとり教育という名称を付けて走ってきた10年間がありました。ゆとり教育をやってきたのではなく、ゆとりの中で生きる力ということをやってきたのですが、その成果や課題を踏まえてこの10年間は少し教科の時間を増やしましょうという流れがあって、この部分については、国全体のシステムの流れできていますので、昔はスキー大会やマラソン大会などがあって、市町村でも行事の持ち方が様々であった、地域へ出向いていく頻度も違うと思いますが、地域の学校では特色を持って、これは必要な活動だから残そうと先生方は価値を吟味しながら活動を続けているところです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 新学習指導要領の施行に伴って学力重視になっていることは理解しますが、それでも地域との連携ということでは色々できることはあると思います。通学時間帯の関わり、今、先生方も町外から通っている方がいてそれは問題ないですが、在庁時間が少なくなっていて部活動指導時間や他の学校と一緒に何かをやったりすることが少なく、どちらかと言うとそういうところで先生方の顔を地域の方々や保護者の方々が分からない状態で進んでいることもありますので、できることをやっていただきたいと感じています。

次に(4)特別支援教育についてですが、特別支援学級ができて10年以上経過していると思いますが、ここの文書を見ると「教職員への理解促進や指導の在り方等の研修を深めるなど、より一層の体制づくりが必要である。」と書かれていて、10年経過しているのに取り組みが足りないように感じているのですが、どのようなところが不足しているのか。うちの町は早くから特別支援学級を取り入れてかなり手厚くやっていると思いますが、どのようなところが不足しているのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 確かに長い時間は経過していますが、特別支援教育の理解は現場の先生ということから、いつまでも課題として残っていくものであると思っており、これでいいということはないと思っています。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

- 議員 宮下裕美子 より一層の体制づくりが必要と書かれていますので、どのようなことをするのか、具体的にお聞きしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 具体的には昨年もやった教育振興会で道特別支援教育センターから講師を招いての研修会や各学校の体制づくりということで、月形町内の先生方で構成している教育振興会の中で理解啓発を図る、特別支援連携協議会及び専門化チーム組織の立ち上げは、特別支援学級は10年前に立ち上げていますが、親組織となる連携協議会はできていなかったもので、これらについても今後、整備して行かなければならないと考えております。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 今、今後の展開を聞けたので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ここでは学校の中での体制づくりで先生方の指導について言っていましたが、特別支援教育については、保護者も含めた地域全体の理解も必要であると思いますので、そのような働きかけも必要ではないかと感じました。

次に11ページ、社会教育の中の成人教育についてですが、ここで生涯学習について触れられており、社会教育については常任委員会でも取り上げて、委員会からの報告もされているところですが、生涯学習の中身について多種多様に大きく広がっていることは理解できるのですが、個人的な考えですが文化的な生涯学習講座に片寄っているような感じを持っており、教養を高めるような取り組みも必要ではないかと思います。例えば今の自治問題と言うか、今、必要な教養という意味では放射能などの基礎については今まで学校教育で取り上げられていませんし、生涯学習のテーマとしても取り上げられていませんが、今、原発事故があって放射能の基礎知識や食品の安全性は、生涯学習の一貫として取り上げるべき課題であると思います。そういうものを教育の場から提案しながら展開していく必要があると感じます。他にも省エネや節電などについてもいわゆる取り組みだけでなく教育の観点からのアプローチもあるし、食育に関しても先ほどの放射能でもいいし、あるいは給食を担当している栄養教諭もいますので、その方が一般の人向けに講義して展開することもあると思いますが、生涯学習講座が文化的なことに片寄っていることに対しては、どのように評価しているのでしょうか。

- 議長 笹木 英二 教育長
- 教育長 松山 徹 私どもとしては、生涯学習、社会教育の趣旨にやっていますので、文化的なことに片寄っていると捉えておりません。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下裕美子 私はそのように感じていますので、先ほど教養的なこ

とをいくつか提案させていただきましたが、それについてはどうですか。今の答弁を聞いていると、教育委員会では今、考えていること、取り組んでいる方向性だけが生涯学習の方向性として考えていないのかと捉えてしまうので、今、教養性の取り組みをいくつか提案させていただきましたが、いわゆる生涯学習の側面について答弁をお願いします。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 生涯学習の趣旨に則ってやっていますので、文化的に片寄っているというのは認識が違うということで、教養を高めるような講座ということについては、よく考えながらできるものがあればということです。昨年3月にもこのお話が出たと思いますが、福祉とのコラボレーションのお話は色々したと思いますが、それは福祉との連携でやるべきものではないかということで、お話ししましたが、ただ生涯学習の観点ということで、我々も今一度、趣旨を考えて講座を組んでいきたいと思っていますので、自発的、自主的な意思に基づいて参加者がそこに参加するという生涯学習ですから、教育の中でやられることはということで、よく考えてみたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今、福祉のコラボの話は全然していないし、自主的な学習を妨げるようなことはしていません。生涯学習のテーマとして放射能の基礎知識などを自治的に今、必要な、皆さんが生涯生きていく上で放射能の知識などは、今まではなくてもそれほど影響がなかったけれど、今回震災の影響などもあってそういうことが基礎的教養として必要ではないかと思って言ったので、そのように考えると全町的に見た場合に取り上げるとすれば、生涯学習講座と考えると、もしここでできないなら教育の場であると思うので、放射能が生活に与える放射能の特性など基礎的なこと、学校だったら理科の時間に教えるような教材的内容を捉えながら展開してはどうですかという提案です。福祉とのコラボについては3月で答弁いただいていますので、そのことは全然話していませんので、いわゆる今、生きるのに必要な教養・知識を教育の場からも提供できるのではないかということから生涯学習で捉えましたが、生涯学習に固執しているのではなく、情報や勉強の機会を提供するのが教育委員会という思いで発言させていただきましたが、どうでしょうか。

○ 議長 笹木 英二 教育長

○ 教育長 松山 徹 教養的な学習の機会を提供することも教育委員会の仕事であると思っていますので、今後、検討して実施して行きたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

- 議長 笹木 英二 質疑なしと認めます。よって以上で質疑を終結します。
- 議長 笹木 英二 以上で報告第5号は、報告済みといたします。

◎ 日程19番 認定第1号 平成23年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程20番 認定第2号 平成23年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程21番 認定第3号 平成23年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程22番 認定第4号 平成23年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程23番 認定第5号 平成23年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程24番 認定第6号 平成23年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について

- 議長 笹木 英二 日程19番 認定第1号 平成23年度月形町一般会計歳入歳出決算認定について、日程20番 認定第2号 平成23年度月形町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程21番 認定第3号 平成23年度月形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程22番 認定第4号 平成23年度月形町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程23番 認定第5号 平成23年度月形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程24番 認定第6号 平成23年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 三浦 淳 認定第1号 平成23年度月形町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号 平成23年度国民健康保険月形町立病院事業会計決算認定について、までの6つの会計につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月25日から8月1日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計について審査をいただいたところでございます。よって地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

それ以外の添付書類として歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、歳入歳出決算に関する説明書、財産に関する調書を付して決算に提案させていただきたいと思っておりますので、宜しくご審議をお願い申し上げます。

- 議長 笹木 英二 ただ今説明が終わりました。お諮りします。認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することにしたい

と思います。

これにご異議ございませんか。(異議なしの声あり)

- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって認定第1号ないし認定第6号の各案件については、議長と議会選出の監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、審査することに決しました。

- 議長 笹木 英二 お諮りします。9月8日、9日は会議規則第10条第1項の規定により、9月10日は同条第2項の規定により休会とし、9月11日に一般質問を行い、9月12日から決算特別委員会を開催するため休会とし、決算特別委員会終了後に再開したいと思います。
- これにご異議ございませんか。(異議なしの声あり)
- 議長 笹木 英二 ご異議なしと認めます。よって9月8日、9日は会議規則第10条第1項の規定により、9月10日は同条第2項の規定により休会とし、9月11日に一般質問を行い、9月12日から決算特別委員会を開催するため休会とし、決算特別委員会終了後に再開することに決定いたしました。

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。(午後 2時13分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 2時45分再開)

- 議長 笹木 英二 この際報告いたします。決算特別委員会の委員長に宮下裕美子君、副委員長に宮元哲夫君が互選されましたので報告いたします。

- 議長 笹木 英二 以上で本日の日程は全て議了いたしました。よって本日は、これをもって散会いたします。(午後 2時46分散会)